

第2号様式(第10条関係)

令和6年4月7日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 國仲昌二



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 國仲 昌二

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	110,080	台湾視察
研修費	111,678	第19回全国地方議員交流研修会
広聴広報費		
要請陳情等活動費	128,720	日本政府への要請等
会議費	18,480	台湾視察に係る議員連盟幹事会
資料作成費		
資料購入費	132,215	新聞購読料等
事務所費	1,136,632	事務所賃借料、光熱水費等
事務費	200,696	コピー機リース代、事務用品代、携帯電話料
人件費		
合計	1,838,501	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円

領 収 証

No 006109

國仲 昌二 様 2023年07月12日

金額 3110,080.-

但し、令和5年7月18日~21日台湾視察に係る

羽新~台湾間の航空券代宿泊費、新幹線代とLT

※上記金額確に、領収致しました。



沖縄県知事登録旅行業第2-75号 全国旅行業協会保証会員

(株)東亜旅行社

〒902-0067 沖縄県那覇市字安里4-18番地
TEL. 098 (885) 8855
FAX. 098 (887) 6999

担当者印



令和5年度沖縄台湾親善友好使節団派遣事業行程表

(エバー航空出発用)

日程	時間	行程	食事
7/18 (火)	07:45	(エバー便ご利用)沖縄県議会前で集合、専用車にて那覇空港向け出発	昼食(各自)
	08:15	那覇空港3F国際線カウンターにてチェックイン手続	
	10:15	エバーエアーBR113便にて那覇より出発して桃園へ	
	10:55	桃園国際空港到着、入国手続後、空港内レストランにて昼食 (CI便到着後)全員合流して専用車にて視察へ	
	14:30	「宜蘭県政府」表敬訪問(14:30-15:30)	
	15:50	「KAVARAN」金車噶瑪蘭威士忌酒廠視察(15:50-16:30)	
	18:00	台湾日本関係協会主催食事懇親会(阿成鵝肉松山店) 台北内泊	
7/19 (水)		ホテル内レストランにて朝食(6:30より提供できます)	朝食
	09:30	「新竹科学園区」視察(新竹科学園区管理局 09:30-10:15)	昼食
	10:30	「工業技術研究院(ITRI)」視察(10:30-11:30)	
	11:45	新竹市内にて昼食(11:45-12:45)新竹風城之月	
	14:30	「台北市政府環境保護局」表敬(14:30-15:30)	夕食
	17:00	「台琉協会」「中琉文経協会」意見交換会(17:00-17:45 聚馥園にて)	
18:00	県人会 意見交換及び懇親会(18:00-20:00) 聚馥園 台北市内泊		
7/20 (木)	06:45	ホテル内レストランにて朝食(6:30より提供できます)	朝食
	07:30	台湾新幹線にて台中市へ移動(08:11-09:15、約65分)	昼食
	09:30	「台中市議会」表敬訪問(09:30-10:15)	
	10:30	「国立自然科学博物館」視察(10:30-11:30)	T/G 王
		市内レストランにて昼食(12:00-13:00)	
		再び台湾新幹線お乗り台北市へ(14:00-14:59、約60分)	T/G 林
		①「台北市内コース、文学基地、濱江市場、迪化街(卸売市場)、二二八平和公園など視察	
18:30	②「基隆・和平島公園」視察 ③自由行動 ホテル2Fレストランにて夕食 台北市内泊	夕食	
7/21 (金)	04:15	ホテルロビーで集合して専用車にて桃園空港向け出発	軽食BOX
	04:50	桃園空港にてチェックイン手続	
	06:45	エバーエアーBR112便にて桃園より出発して那覇へ	
	09:15	沖縄那覇空港到着、入国手続後、沖縄県議会棟まで専用車にて送り 沖縄県議会棟到着後、解散 ~~~~3泊4日の視察お疲れ様でした~~~~	

漢普頓酒店 ハンプコートパレスタイペイ Hampton Court Palace Taipei

台北市中山區建國北路二段7號

TEL:(02) 2506-9696

FAX:(02) 2506-9696

株式会社 東亜旅行社

TEL:098-885-8855

FAX:098-887-6999

令和5年度 沖縄台湾親善友好使節団台湾視察所感

会派：立憲おきなわ

氏名：國仲昌二

7月18日(火)

7時45分に沖縄県議会に集合、マイクロバスにて那覇空港へ向けて出発。那覇空港3階の国際線カウンターでチェックイン手続きを経て、10時15分那覇空港発のエバーエアーBR113便にて桃園国際空港へ向かう。10時55分桃園国際空港に到着。空港内で各自昼食し、二便に分かれて搭乗した全員合流。専用バスで視察へ向かう。

14時30分「宜蘭县政府」と「宜蘭県議会」を表敬訪問。両者とも、宜蘭県は与那国島と111キロと近く、1983年には同県の花蓮市が与那国町と、1995年には同県の蘇澳鎮が石垣市と姉妹都市を締結しており、与那国島直行大連盟の発足や高速船活用国境交流事業計画など、宜蘭県は歴史的にも沖縄(琉球)との結びつきが強いことを強調し、今後の交流に期待を寄せていた。15時50分からは「KAVARAN」視察。今や世界の10大ウイスキー蒸留所に入ると言われるカバランウイスキー蒸留所といわれるだけあって、広大な敷地に多くの見学者が訪れている。製造過程を案内され、樽へのこだわりが重要なポイントになることなどが説明された。泡盛のブランド化についても参考にしたい。

18時00分からは、台湾の対日本窓口機関である台湾日本関係協会主催の食事懇親会に参加。蘇嘉全代表をはじめ協会の皆さんと意見交換をすることができた。

7月19日(水)

ホテルで朝食後、08時00分にホテル出発。09時30分から「新竹科学園區」視察。台湾の経済計画の一環で、科学技術産業を根付かせるために設置され、東京ドーム140個分の広大な敷地に、台湾企業や世界各国の先進科学企業の工場や支社が置かれており、売り上げは4兆円を上回り、入居会社数は600社以上、従業員数は約17万人とのこと。スケールの大きさに驚くばかりだ。

10時30分からは隣接する「工業技術研究院」(ITRI)を視察。1936年に「天然ガス研究所」として設立され、1980年から次々と半導体製造大企業を創出し、台湾半導体産業を飛躍的に発展させ、周辺産業も含め、PC、情報産業の基礎を

確立した。「沖縄で工場を設置した場合の売込先の確保」についての質問には「先に注文があり、売込先の心配はない」と答えだった。

11時45分から新竹市内で昼食。

14時30分 「台北市政府環境保護局」表敬。台湾は自然エネルギーが不足しているため、資源回収システムの開発に力を入れており、8千人の雇用を創出しているとのこと。また、放置自動車等についても強制的に撤去し、一定期間の保管後、廃棄しているとのこと。沖縄でも参考にしないか要検討。

17時00分からは「台湾琉球協会」「中琉文化経済協会」との意見交換会に参加。両組織とも台湾と琉球との経済貿易協力、文化、経済、政治交流を促進してきたこともあり、懇親を深めることができた。「中琉文化経済協会」の陳理事長は野球の交流に力を入れているとのことで、少年野球をはじめスポーツ交流も話題にあがった。

18時00分からは県人会、留学生等との意見交換会及び懇親会がり、沖縄から留学している大学生等と楽しい交流を行った。

7月20日(木)

ホテルで朝食後、7時30分にホテル出発。午前8時11分発の台湾新幹線で台北市から台中市へ移動。09時30分から「台中市議会」表敬訪問。台中市は近年発展し新しい建築物の高層ビルが立ち並び、高級住宅街と並んで、巨大なデパートやアウトレットモールも次々にオープン、対中国際展示場の完成も間近でビジネス交流にも力を入れているとのこと。近年は10項目の経済指標で台湾トップに立つほど目覚ましい発展を遂げています。市議会棟も真新しい建物で2元代表制を意識して市庁舎よりも高くなっている。台中市議会は市内17選挙区で定数は65議席である。その後10時30分から「国立自然科学博物館」を視察。89,000平方メートルの敷地に科学センターやプラネタリウム、植物園などで構成されている。科学ホールの最初のスペースには、巨大な澎湖古象の原寸大化石レプリカがあり、現在の澎湖のあるあたりが生息地になっていたようで、大きく長い牙が迫力あります。中国の科学と技術エリアでは、歴史的偉大な発明品ということで、天体観測台や時計などを合成した展示品、熱帯雨林温室などを見学しました。12時00分からは台中市内で昼食をとり14時00分発の台湾新幹線で台中市から台北市へ移動。台北から専用バスに乗り換え、基隆市に向かいました。16時00分「基隆市の和平島公園」視察。最盛期には500人以上の琉球人が住

んでいたという和平島には、島に暮らしていた琉球人に思いを寄せる「琉球漁民慰霊碑（琉球ウミンチュの像）」が佇んでいた。その場所で基隆市長からの歓迎を受け、公園内の海蝕された珍しい形の地形が広がる景観を視察。ガイドから基隆市は魚介類の市場がかなりの賑わいで、サメが不足しているとのことで、姉妹都市の宮古島市に相談しているとのことで、早速宮古島市と調整することにする。その後バスにて台北に戻る。

7月21日

04時15分ホテルからサンドイッチをテイクアウトしてホテルを出発。

06時45分桃園国際空港発のエバーエアーBR112便で那覇空港へ。

09時15分に那覇空港到着。視察は終了しました。

経費区分別支出一覧表

経費区分 研修費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
10/27	第19回全国地方議員交流研修会(宮古ー那覇)	8,490	全額	8,490
10/28	第19回全国地方議員交流研修会(那覇ー宮古)	8,490	全額	8,490
10/18	第19回全国地方議員交流研修会(那覇ー福岡)	53,158	全額	53,158
10/29	第19回全国地方議員交流研修会(福岡ー長崎)	5,520	全額	5,520
10/31	第19回全国地方議員交流研修会(長崎ー福岡)	5,520	全額	5,520
10/29	第19回全国地方議員交流研修会(宿泊)	15,500	全額	15,500
10/30	第19回全国地方議員交流研修会(参加費)	15,000	全額	15,000
A. 小計				111,678
B. 支払証明書計				
研修費 充当合計		/	/	111,678



Web b23075fbd1cb1f7ecc91751135725c34
2024年03月19日 13:27発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

國仲昌二様

金額 8,490円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312479373937
航空券/料金券発行日	2023年10月27日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサシ様

2023年10月27日 (金)

運賃：離島割引

20:05 宮古

クラス：普通席

8,490円

21:00 沖縄 (那覇)

便名：RAC804

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 8,490円

研 修 費



Web f9b93f55f055a925f42846c87107135f
2024年03月19日 13:28発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

國仲昌二様

金額 16,980円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312479443024
航空券/料金券発行日	2023年10月28日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%
この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社
登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マッサージ 様

2023年11月1日 (水)	運賃：離島割引	
07:20 沖縄 (那覇)	クラス：普通席	8,490 円
08:15 宮古	便名：JTA551	

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 8,490円

研修費



JAPAN AIRLINES

Web f67fdbaf5d419381f3410227d129d267
2024年03月19日 13:24発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

國仲昌二様

金額 53,158円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312478697350
航空券/料金券発行日	2023年10月18日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサジ 様

2023年10月29日 (日) 運賃：往復セイバー

07:10 沖縄 (那覇)
08:50 福岡

クラス：普通席
便名：JTA050

53,158円

2023年10月31日 (火) 運賃：往復セイバー

20:50 福岡
22:30 沖縄 (那覇)

クラス：普通席
便名：JTA065

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 53,158円

領収書

Receipt
領収年月日 2023.10.31 登録番号: T6290001012621
金額 ¥5,520 税10%

フナカ マサシ 様

購入商品 JR乗車券類
(10225 2枚)
九州旅客鉄道株式会社
長崎線-VK1発行 20226-02

印紙税申告納付につき博多税務署承認済

研 修 費

HOTEL
クオーレ長崎駅前
Hotel CUORE Nagasaki Ekimae

領 収 書

國仲 昌二 様

領収金額 ¥15,500

(内消費税等 ¥1,390)
(内宿泊税 ¥200)
クレジットカードにて領収いたしました。
ホテル クオーレ長崎駅前
TEL 095-818-9000

発行元 Q-bicホテルズ株式会社
長崎県長崎市大黒町7番3号
登録番号 T5310001017404

取引番号:003001C102926097 2023/10/29 15:04

お部屋番号: 717(7F)

お名前 : 国仲 マサシ 様
ご人数 : 1
宿泊期間 : 2023/10/29 - 2023/10/31

クレジットカードご利用明細

カード種別: IC 取引内容: 売上
支払区分: 一括 処理番号: 3073
カード会社: [REDACTED] 有効期限: XX/XX
会員番号: [REDACTED]
決済方法: クレジットカード決済
A I D: A0000000651010
A T C: 031C カードトークス番号: 0
製造番号: 302211329483 結果コード: 000
お支払総計: ¥15,500 取引ID: 04pe0G



領 収 証

2023年10月30日

沖縄県議会 立憲おきなわ
國仲 昌二 様

一金 ¥15,000 円

第19回全国地方議員交流研修会 (10/30~31) 参加費
として
上記まさに領収しました。

全国地方議員交流研修会実行委員会
事務局 会計担当 迫田 富雄

〒212-0011 川崎市幸区幸町4の8 青柳ビル2F
TEL 090(8588)8307 FAX 044(541)2066

第19回 全国地方議員交流研修会 in九州・長崎

11:00m

2023
 日時: **10/30** 月 12:00開場 (12:30受付)
 13:30-17:30
 場所: 長崎ブリックホール国際会議場
 〒852-8104 長崎市茂里町2-38 tel. 095-842-2002

11:00m

2023
 日時: **10/31** 火 9:00開場
 9:30-16:00
 場所: 長崎県勤労福祉会館
 〒850-0031 長崎市桜町9-6 tel. 095-821-1456



「乙女の像」
 1985年、長崎市の平和公園(世界平和シンボルゾーン建設計画)の主旨に賛同し、中華人民共和国から、中国日中友好協会を通じて寄贈された。人類の平和と長い日中友好を願う中国人民の真心を表わしています。

10月30日 (新 修 費)

来賓あいさつ

沖縄県知事 玉城デニーさん
 (ビデオメッセージ) / ほか各界



記念講演

「長崎から
 アジアの平和を展望する」
 講師: 孫崎 享さん 東アジア共同体研究所長
 元外務省情報局長



特別報告

- 沖縄を再び戦場にしない
 沖縄戦遺骨収集ボランティア・ガマフヤー 具志堅隆松さん
- 若者による長崎からの平和メッセージ
 高校生平和大使・高校生一万人署名活動 / ナガサキ・ユース代表団
 第10期生 長崎大学多文化社会学部3年 猪原彩美さん
- 「被爆体験者の全面救済に向けて」
 被爆体験者訴訟原告団
- 畜産・酪農の現状報告 (交渉中)
- 戦争準備・基地強化が進む各地の実態報告

名刺交流会 (交流会) ※希望者のみ 参加費別途6,000円

18:00-19:30
 会場: 長崎新聞文化ホール アストピア翔鶴の間
 長崎市茂里町3-1 tel. 095-844-2412

お申込みは
 こちらから



- 【参加費】 都道府県市区議会議員 15,000円 / 町村議会議員 5,000円 / 一般 1,000円 / 高校生・大学生 無料
- 【申込方法】 ●第19回全国地方議員交流研修会ホームページ (<http://kokuminrengo.net/19zenkokutihougijin/>) 内の専用申込みフォームからお申込みください。右のQRコードからも入れます。
 ●FAXでの申込みは、同様にFAX申込み用紙をダウンロード、印刷してお申込みください。
 ●申込み用紙の郵送をご希望の方は、下記事務局までご連絡ください。

別途希望者のみ
 名刺交流会参加費6,000円
 ・10月31日の弁当代
 (お茶付き) 1,000円

【問合せ】 全国実行委員会事務局 自主・平和・民主のための広範な国民連合全国事務局 〒212-0011 川崎市幸区幸町4-8 青柳ビル2F
 TEL. 090-8588-8307 (担当: 迫田) E-mail: giin@kokuminrengo.net FAX. 044-541-2066
 九州長崎現地実行委員会事務局 広範な国民連合・長崎 〒850-0963 長崎市ダイヤモンド4-12-14
 TEL. 090-9608-4333 (担当: 田代)



主催: 第19回 全国地方議員交流研修会実行委員会

共同代表
 北口 雄幸 (北海道議会議員) 藤本 真利子 (和歌山県議会議員) 山内 末子 (沖縄県議会議員)



第19回全国地方議員交流研修会はG7広島サミット後、もう一つの被爆地ナガサキで開催します。ウクライナ戦争が長期化、終息も見えず、世界の分断が進んでいます。東アジアでは、中国を念頭にした日米による軍事力強化により緊張関係が続いています。一方、物価高で国民の生活と営業はいちだんと厳しくなり、地域の産業の衰退、食料、エネルギーなどの安全保障、少子高齢化など、脆弱になった日本のなかで地域が抱える課題はより深刻さを増しています。

2日間の交流、研修を通してこの被爆地ナガサキから「戦争に反対し、核廃絶と東アジアの平和と共生」のメッセージを発信したいと思います。住民に切実な課題を共有し、各自治体での実践に生かし、また、課題解決のために政府への一致団結した働きかけにつながるような充実した研修会にしましょう。全国地方議員交流研修会への皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

10月31日(火) 9:30-16:00 (9:00開場)

会場: 長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町9-6 tel. 095-821-1456

分科会 9:30-12:00

■ 第1分科会

食料安全保障の推進と食の安全について考える

問題提起(オンライン) 鈴木 宣弘さん
(東京大学大学院教授)



問題提起・助言者 山田 正彦さん
(元農林水産相)



■ 第2分科会

子どもの貧困問題と後退する社会保障

問題提起・助言者 小西 祐馬さん
(長崎大学教育学部准教授)



■ 第3分科会

長崎における核兵器廃絶への闘いに学ぶ

問題提起(ビデオ) 中村 桂子さん
(長崎大学核兵器廃絶研究センターRECNA准教授)



助言者 平野 伸人さん
(平和活動支援センター所長)



■ 第4分科会

軍備増強でなく
アジアとの交流を通じて地域経済の発展を

助言者 孫崎 享さん
(東アジア共同体研究所所長・元外務省情報局長)



休憩 (12:00-13:00)

全体会 13:00-16:00

■ 特別講演

「沖縄・長崎から
アジアの平和を構築する」

講師: 羽場 久美子さん
青山学院大学名誉教授



- 各分科会報告
- 討論、アピール採択
- まとめ・閉会

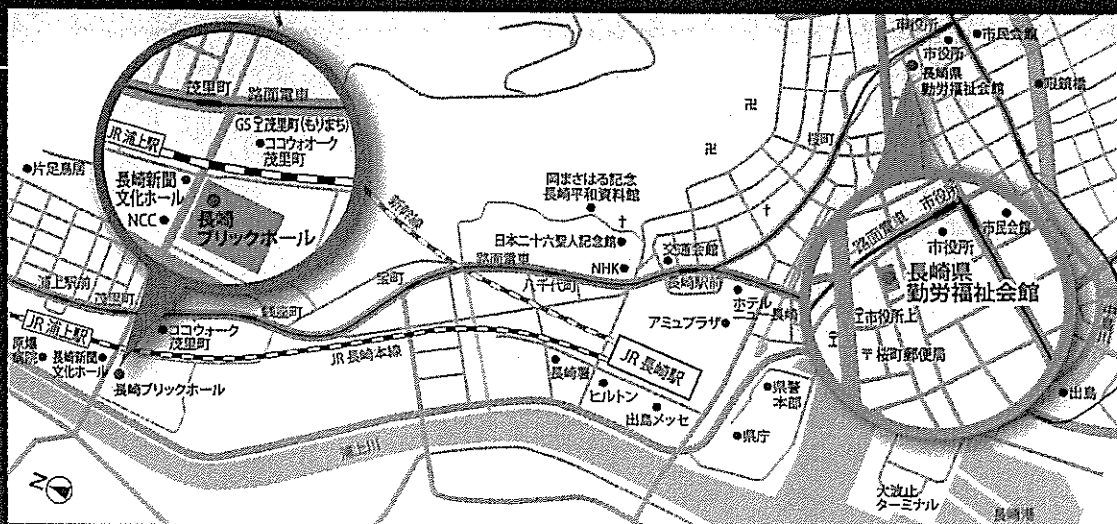
各会場へのアクセス

長崎ブリックホール

- JR 浦上駅 西口より徒歩3分
- 路面電車 「茂里町(もりまち)」電停下車 徒歩3分
- バス 「茂里町」「ココウォーク茂里町」バス停下車 徒歩3分

長崎県勤労福祉会館

- 路面電車 「市役所」電停下車 徒歩3分
- バス 「市役所上」バス停下車 徒歩3分



統一様式①

経費区分別支出一覧表

経費区分 要請陳情等活動費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/11	日本政府への要請(4月24~25日)那覇一羽田	91,760	全額	91,760
4/20	日本政府への要請(4月24~25日)那覇一宮古	18,480	全額	18,480
5/2	玉城デニ一知事訪米報告会	18,480	全額	18,480
A. 小計				128,720
B. 支払証明書計				
要請陳情等活動費 充当合計		/	/	128,720

要請陳情等活動費

お問合せNo. : 0001829526

ReceiptNo. : 1005 - 0043108

RECEIPT
領収書

発行日 : 2023年05月11日

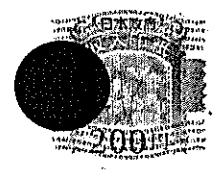
國仲 昌二様

金種 : 現金
小切手
クレジット

¥ 91,760-

THE ABOVE MENTIONED AMOUNT HAS BEEN DULY RECEIVED
上記の金額正に領収致しました。

4/24~4/26 那覇~羽田往復航空券及び宿泊代として



株式会社ジャンボツアーズ 本社
〒900-0015 沖縄県 那覇市 久茂地1丁目5番10
久茂地BKビル
発行担当者



【領収印無きもの及び金額訂正したものは無効です】

要請陳情等活動費



Web c609a97e215570600afae42c6cb16e49
2024年03月19日 12:03発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

国仲昌二様

金額 9,240円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312463927002
航空券/料金券発行日	2023年4月20日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサジ様

2023年4月23日 (日)

運賃：離島割引

20:05 宮古

クラス：普通席

9,240円

20:55 沖縄(那覇)

便名：RAC804

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 9,240円



Web 0f7eb0d8bda27e3c3a8ccdf2c7220ff6
2024年03月19日 12:04発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

國仲昌二様

金額 9,240円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312464453865
航空券/料金券発行日	2023年4月27日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサジ様

2023年4月27日 (木)

運賃：離島割引

07:20 沖縄 (那覇)

クラス：普通席

9,240円

08:15 宮古

便名：JTA551

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 9,240円

要 請 日 程

「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」の手交

令和5年4月24日(月)～25日(火)

月日	時間		所要	内 容	備 考
	開始	終了			
4/24 (月)	8:35			県議会ロビー集合	議会バス
	8:45	9:00	(15)	移動(県議会 → 那覇空港)	
	10:05	12:25	(140)	移動(那覇空港 → 羽田空港)	ANA994
				昼食(羽田空港内)	
	13:45	14:45	(60)	移動(羽田 → 新宿区市谷本村町)	借上バス
	15:00	15:15	(15)	防衛省 防衛大臣政務官 木村 次郎 様 頭撮り可	防衛省市ヶ谷地区 (A棟11F 第一省議室)
			(移 動 15:15 ~ 15:55)	借上バス ホテル チェックイン	
	16:30		ホテルロビー集合 (移 動 16:35 ~ 16:50)	借上バス	
	17:00	18:00	(60) 各党国会議員との意見交換会 (移 動 18:00 ~ 18:15)	参議院議員会館 (B1 B103会議室)	
			ホテル着	借上バス	
4/25 (火)	16:15			11:00までにホテルをチェックアウトください。 ホテルロビー集合 (移 動 16:20 ~ 16:35)	借上バス
	16:50	17:05	(15)	内閣官房 内閣官房副長官補付内閣審議官 出口 和宏 様 (移 動 17:05 ~ 17:25)	内閣官房 (内閣府本府 5F521会議室)
				(移 動 17:05 ~ 17:25)	借上バス
	17:45	17:55	(10)	外務省 外務大臣政務官 吉川 ゆうみ 様 頭撮り可	外務省 (国際会議室 272号室)
		18:00	18:10	(10) ~ 囲み取材 (外務省にて) ~	外務省1F 中央玄関付近
		18:10	18:55	(45) 移動(霞ヶ関 → 羽田空港)	借上バス
			夕食(羽田空港内)		
	20:00	22:40	(160) 移動(羽田空港 → 那覇空港)	ANA479	
			解散(那覇空港)		
<p>【内容】 「沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書」の手交</p> <p>【随行】 沖縄県議会事務局政務調査課 XXXXXXXXXX (公用携帯 XXXXXXXXXX) ※本期間中のみ有効</p> <p>【要請先】 1 内閣総理大臣 2 外務大臣 3 防衛大臣 4 内閣官房長官</p> <p>【宿泊】 赤坂アーバンホテル TEL: 03-5561-3500 FAX: 03-5561-3501 〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-2</p> <p>【借上バス】 さがみエンジニアリング(株) TEL: 03-3395-6627 FAX: 03-3395-3162 運転士: XXXXXXXXXX 携帯: XXXXXXXXXX</p>					

沖縄を再び戦場にしないよう日本政府に対し対話と外交による平和構築の積極的な取組を求める意見書

令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の3つの文書には、反撃能力の保有、防衛体制強化のための南西地域の空港・港湾建設等の整備・強化及び第15旅団を師団に改編すること等、沖縄の軍事的負担を強化する内容が記述されている。また、沖縄本島のうるま市をはじめ宮古及び八重山地域へのミサイル配備、航空自衛隊那覇基地の地下化及び沖縄市の弾薬庫建設等、本県の軍事要塞化も進んでいる。

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増していると言われる中、軍事力機能の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずる危険性が増すことへの懸念は拭えない。また、反撃（敵基地攻撃）能力による攻撃は、相手国からのミサイル等による報復を招くことは必至で、「沖縄が再び「標的」とされる」との不安が県民の中に広がっている。

当該3文書は、中国の対外的な姿勢や軍事動向等を国際社会の平和と安定への最大の戦略的な挑戦と位置づけており、南西諸島への軍事的機能の増強が進んでいる現状は、明らかに中国を意識したものである。

一方、日本と中国はこれまで「日中共同声明」をはじめ、「日中平和友好条約」、「日中共同宣言」、「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」及び「日中関係の改善に向けた話合い」等に基づき、両国関係のさらなる深化と諸問題の解決を進め、平和共存の道を歩んできた。

中国は今や日本にとって最大の経済パートナーで、お互いにとって必要不可欠な関係が既に構築されていることから、日中両国は、国民の命を脅かし、アジア太平洋地域において甚大な経済損失を生み出すことがないように緊張緩和と信頼醸成を図り、平和構築への最大限の努力を払うべきである。

よって、沖縄県議会は、日本政府に対し、対話と外交による平和構築への一層の取組により、決して沖縄を再び戦場にしないよう強く求め、下記事項について強く要請する。

記

- 1 アジア太平洋地域の緊張を強め、沖縄が再び戦場になることにつながる南西地域へのミサイル配備など軍事力による抑止ではなく、外交と対話による平和の構築に積極的な役割を果たすこと。
- 2 日中両国において確認された諸原則を遵守し、両国間の友好関係を発展させ、平和的に問題を解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月30日

沖縄県議会

衆議院議長	} 宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
防衛大臣	
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	

要 請 議 員 団 名 簿

令和5年4月24日（月）～25日（火）

沖 縄 県 議 会

団 長	とうやま 当 山	かつとし 勝 利	(ていーだ平和ネット)
団 員	とぐち 渡久地	おさむ 修	(日本共産党沖縄県議会議員団)
〃	うえはら 上 原	かいざ 快 佐	(無 所 属)

同行議員	やまざと 山 里	まさお 将 雄	(ていーだ平和ネット)
〃	にしめ 西 銘	すみえ 純 恵	(日本共産党沖縄県議会議員団)
〃	くになか 國 仲	まさじ 昌 二	(立 憲 お き な わ)
〃	きゆな 喜友名	ともこ 智 子	(立 憲 お き な わ)
〃	たいら 平 良	しょういち 昭 一	(お き な わ 南 風)

随行職員

〃

車両番号
車種・色

議員8名、議会事務局2名、合計10名

会議活動記録簿

日 時	令和5年5月2日(火) 17時 ~ 18時30分
場 所	教育福祉会館
対 象	玉城デニ一知事
参 加 者	国会議員、県議会議員、市町村議会議員等
目 的	知事訪米報告会
内容及び所見	<p>(内容)</p> <p>令和5年3月6日~11日の日程で訪米した知事による報告会。 訪米の目的と異議、有識者との面談とその手ごたえと期待感などを報告した。</p>
備 考	



Web 56343f663dd521172653bca3a042a320
2023年05月02日 12:27発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

金額 9,240円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312464719334
航空券/料金券発行日	2023年4月28日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサジ 様

2023年5月2日 (火)

運賃：離島割引

13:25 宮古

クラス：普通席
便名：JTA 560

9,240 円

14:15 沖縄 (那覇)

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 9,240円

要請陳情等活動費



Web 4280224578b96f913babff6083f13555
2023年5月2日

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

金額 9,240円 (税込み)

但し	運賃として
航空券番号	1312465022282
航空券発行日	2023年5月2日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

I ご利用旅程・運賃明細

クニナカマサジ様

2023年5月3日 (水)

運賃：離島割引

○ 10:45 沖縄(那覇)

クラス：普通席

9,240円

○ 11:40 宮古

便名：JTA 557

合計金額 9,240円

沖縄の声、直接米国に 玉城デニー知事が6日から訪米 政府や議員らと基地問題で面談、
現地会見も

3/3(金) 13:04 配信 琉球新報

玉城デニー知事は3日午前に県庁で会見を開き、沖縄の基地問題を米国に直接訴える訪米行動を、6～11日の日程で実施することを正式に発表した。首都ワシントンで米政府関係者や連邦議会議員、有識者ら10人程度と面談する。玉城知事の訪米は就任後3回目となる。日米の外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会(2プラス2)が南西諸島における施設の共同使用や共同演習の強化で一致するなど、沖縄の基地負担増加の懸念が高まる。玉城知事は「沖縄は何も意見を持っていないのかと誤った認識を伝えられかねない」として、米国で自ら情報発信する意義を語った。7日に国務省のエレンライク日本部長、国防総省のパーク日本部長代行と面会を予定。米ジョージワシントン大のマイク・モチヅキ准教授など、安全保障問題に詳しい米シンクタンク関係者との面会も検討している。8日は現地の国防、防衛担当記者と朝食懇談会を開くほか、連邦議員や補佐官との意見交換を予定する。9日は米議会調査局関係者と面会するほか、ナショナル・プレス・クラブでの記者会見などを行い、10日に帰途につく。面会先では辺野古新基地建設に反対する県の立場を伝えるほか、沖縄が二度と戦場にならないような平和的な外交、対話による緊張緩和の必要性を訴える。米軍基地周辺で高い値が検出される有機フッ素化合物(PFAS)汚染問題も取り上げる。

〈社説〉 玉城知事訪米 独自外交で戦争避けよ

2023年3月12日 05:00 琉球新報

玉城デニー知事は米首都ワシントンを訪れ、米政府、議会関係者に米軍基地問題への取り組みを求めた。沖縄の在日米軍専用施設面積 50%以下を目指したロードマップの作成を要請したほか、台湾有事に懸念を示し、平和的な外交・対話による緊張緩和に取り組むことなどを要求した。

玉城知事の訪米は知事就任後3度目だが、今回はこれまでとは様相を異にしている。台湾有事を想定した日米合同の軍事演習が激化し、中国も警戒を強めるなど緊張が高まっているからだ。

台湾有事になれば真っ先に標的になるのは、米軍や自衛隊の基地が集中する沖縄だ。1945年の沖縄戦で県民の4人に1人が犠牲になった沖縄を再び戦場にすることは絶対に許されない。有事を回避すべく、対話による解決を訴える独自の自治体外交を県は粘り強く続けるべきだ。

沖縄の基地負担は減るどころか、増している。米中対立の激化に加え、ロシアによるウクライナ侵攻後、台湾有事を叫ぶ声が日米で高まっているからだ。負担軽減に逆行する軍事強化が南西諸島を舞台に展開されている。この危機的状況を背景にした今回の要請行動となった。

玉城知事は要請で米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設反対を伝えた。新基地反対を訴え、県民に選ばれた知事の主張は本来、無視されてはならない。だが辺野古埋め立てに投票者の7割が反対した県民投票の結果を含め、新基地に反対する沖縄の声はいまだに受け入れられていない。

日本の一県が、日本政府を飛び越えて外国の政府に問題解決を要請すること自体、異例だ。日米政府は、沖縄にも適用されるべきであるはずの民主主義をないがしろにしていることを自覚すべきだ。「民主主義の価値を共有する国との連帯」を掲げた「価値観外交」とも明らかに矛盾する。

沖縄の基地問題の解決どころか、対中包囲を強める米国に追従し、南西諸島への軍備増強を推し進める日本政府は沖縄の人々の命を軽視しているかのようだ。住民保護は自治体任せで、保護計画は現実性に乏しく不安は拭えない。

国際政治学者の豊下楯彦氏は「政府が沖縄県民の生命と安全を保障できないのであれば、沖縄県が『台湾有事』狂想曲を乗り越え、戦争回避を求める東アジアの国々や自治体、市民との連携を深めるために独自の自治体外交を展開することは、全くもって県の『専管事項』

である」と述べている。県が4月に設置する地域外交室は、この言葉を胸に、今回の訪米の成果を今後も生かせるよう自治体外交に取り組んでほしい。

玉城知事が要請で基地内調査を認めるよう求めた有機フッ素化合物（P F A S）の生活水混入問題も、命の問題だ。面談した米側関係者の中には、調査に前向きな姿勢の人もいたという。ぜひ早急に対応してもらいたい。

会議活動記録簿

日 時	令和5年5月9日(火) 13時30分 ~ 14時30分
場 所	県議会棟3階302会議室
対 象	沖縄台湾親善沖縄県議会議員連盟幹事
参 加 者	ていだ平和(1名)、共産党県議団(1名)、立憲おきなわ(1名)、おきなわ南風(1名)、無所属(1名)自民(2名)、公明(1名)
目 的	令和5年度台湾視察(有効使節団派遣事業について)
内容及び所見	(内容) 別添参照
備 考	



JAPAN AIRLINES

Web 89d18049a211a7c6d26ce88cb6ee2ca3
2023年05月27日 08:47発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

金額 9,240円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312465400842
航空券/料金券発行日	2023年5月9日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・其他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサジ 様

2023年5月9日 (火)

運賃：離島割引

○ 08:55 宮古

クラス：普通席

9,240 円

○ 09:45 沖縄 (那覇)

便名：JTAS52

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 9,240円



JAPAN AIRLINES

Web 563c3f89288f82b3a9874ba563caff26
2023年05月27日 08:48発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

様

金額 9,240円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312465032232
航空券/料金券発行日	2023年5月10日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

ご利用旅程・運賃・料金明細

クニナカ マサジ 様

2023年5月10日 (水)

運賃： 離島割引

○ 07:20 沖縄 (那覇)

クラス： 普通席

9,240 円

○ 08:15 宮古

便名： JTAS51

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 9,240円

会 議 費

沖縄台湾親善沖縄県議会議員連盟 幹事会 次第

日時：令和5年5月9日（火）

午後1時30分

場所：3階 301会議室

1 開 会

議題：令和5年度台湾視察（友好使節団派遣事業）について

2 質 疑

3 閉 会



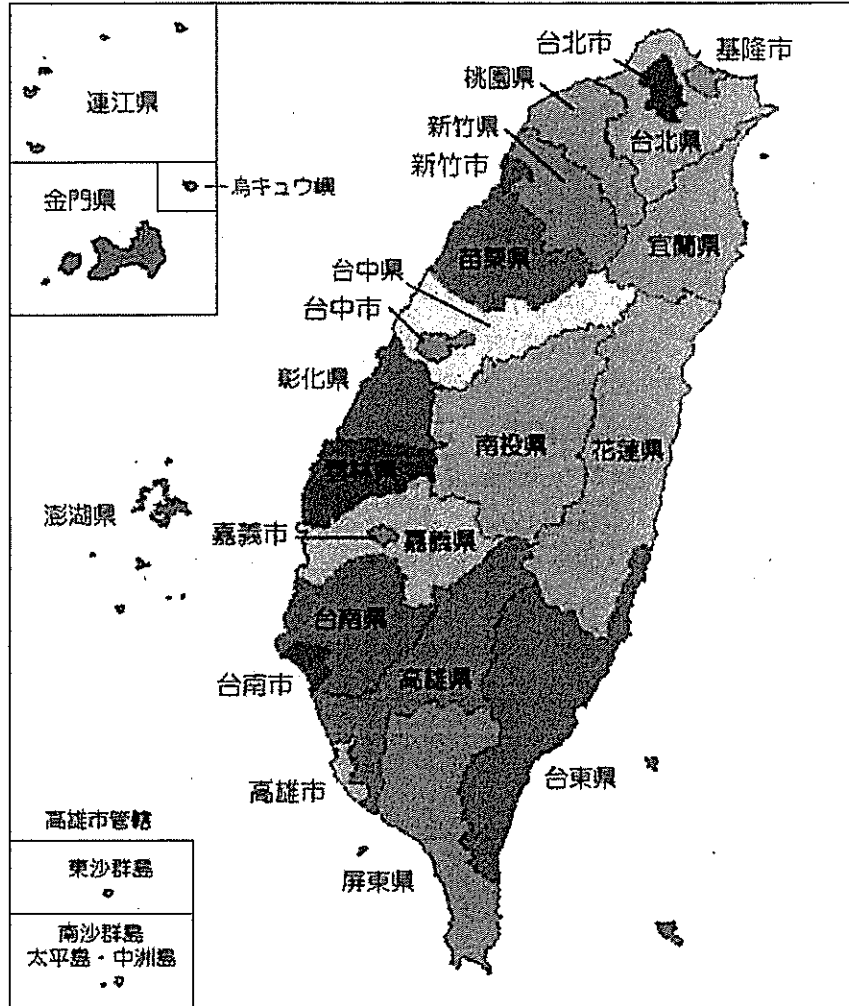
台湾ing > 台湾地図

台湾 地域区分 地図

台湾地図

白地図
気候地図
県地図
台北地図
高雄地図
基隆地図
台中地図
台南地図

台湾地域区分地図



地図サイズ : 520ピクセル X 620ピクセル

台湾の行政区分

- 直轄市
 - 台北市 (たいはいし / たいほくし、臺北市、タイペイ シュー、Taipei City、別名 : 北市) : 台湾の首都
 - 高雄市 (たかおし、高雄市、ガオシヨン シュー、Kaohsiung City、別名 : 港都 / 打狗) : 台湾南部の中心都市であり、台湾第二の都市
- 台湾省省轄市
 - 基隆市 (きーるんし、基隆市、ジーロン シュー、Keelung City、別名 : 鷓籠 / 雨港)

2023年5月1日

見 積 書

沖縄台湾親善沖縄県議会議員連盟 宛

会社名:株式会社 東亜旅行社
 住所:沖縄県那覇市字安里418番地 2階
 電話:(098)885-8855
 FAX:(098)887-6999
 E-Mail:
 担当者:

合計金額:

¥4,449,900

(新竹台中台北案)

(単位:円)

摘要	参加人数	単価	合計金額	備考
沖縄/台北間往復航空運賃(エコノミークラス)	30	41,500	1,245,000	7/18、7/21
燃料サーチャージ/空港施設使用料/海外空港諸税等	30	17,000	510,000	
宿泊代金(一人一室利用、朝食付)新竹1泊、台北2泊	30	42,000	1,260,000	
新竹~台中~台北間台湾高鐵(新幹線)往復(エコノミークラス)	30	5,500	165,000	
現地(新竹・台中・台北)でのバス貸し切り料金	30	12,000	360,000	
現地通訳費用	30	4,500	135,000	
添乗員費用	30	8,500	255,000	
モバイルWi-Fiルーター 15台	30	3,500	105,000	
その他費用(旅行企画料金)	30	13,830	414,900	
旅行費用			¥148,330	¥4,449,900

(以下、参考見積)

(単位:円)

摘要	参加人数	単価	合計金額	備考
食事代金(昼食3回・夕食3回)	30	16,000	480,000	
海外旅行保険料(AIG 9A4タイプ 満69歳以下)	30	5,170	155,100	満70歳以上7,630

沖縄県議会台湾視察 4 日間行程表 (案1)

(新竹台中台北案)

日 程	時 間	行 程	食 事
7/18 (火)		那覇空港 3F 国際線ターミナル集合 午前便にて沖縄発台北へ (約 1 時間 35 分) ^{① 10:15 ② 11:50} 桃園国際空港到着、入国手続き後、専用車にて視察へ (約 50 分) 「新竹科学工業園区」(新竹サイエンスパーク) 視察 〈新竹科学工業園区管理局〉 〈工業技術研究院 ITRI〉 市内レストランにて食事	昼食 (自費) 新竹市内泊 夕食
7/19 (水)		ホテル内レストランにて朝食 台湾新幹線にて台中市へ移動 (約 30 分) 「国立自然科学博物館」視察 市内レストランにて昼食 「台中市議会」 表敬訪問 台湾新幹線にて台北市へ (約 60 分) 「台北日本関係協会」表敬訪問 及び 懇親会	朝食 昼食 台北市内泊 夕食
7/20 (木)		ホテル内レストランにて朝食 「中華民國對外貿易發展協會 (TAITRA)」視察 「台北市議会」 表敬訪問 沖縄県人会との意見交換 市内レストランにて夕食	朝食 昼食 台北市内泊 夕食
7/21 (金)		ホテル内レストランにて朝食 「台湾文学基地」視察 昼食 台北より空港へ出発 (約 40 分) 桃園国際空港より沖縄へ (約 1 時間 45 分) ^{6:45 → 9:15 8:05 → 10:40} 沖縄 那覇空港へ到着 ~~~3泊4日の視察お疲れ様でした~~~	朝食 昼食

新竹・カール登飯店新竹館 カールトンホテル The Carlton Hotel

https://www.carlton-hotel.com.tw/zh-tw/store?store_id=1

台北・漢普頓酒店 ハンプコートパレスタイペイ Hampton Court Palace Taipei

<https://www.hcpt.com.tw/?lang=ja>

株式会社 東亜旅行社

TEL:098-885-8855

FAX:098-887-6999

沖縄県議会台湾視察 4 日間行程表 (案2)

(宜蘭花蓮案)

日 程	時 間	行 程	食 事
7/18 (火)		那覇空港 3F 国際線ターミナル集合 午前便にて沖縄発台北へ (約 1 時間 35 分) 桃園国際空港到着、入国手続き後合流、専用車にて視察へ 高速道路経由で「宜蘭県政府」表敬表問 (移動約 90 分、表敬約 60 分) 表敬後、花蓮県へ (移動約 2 時間 20 分) 市内レストランにて食事したのち、ホテルチェックイン <div style="text-align: right;">花蓮市内泊</div>	昼食 (自費) 夕食
7/19 (水)		ホテル内レストランにて朝食 「花蓮市政府」表敬訪問 (約 60 分) 市内レストランにて昼食 花蓮から台北市内へ移動 (約 3 時間) 「台北日本関係協会」表敬訪問 及び 懇親会 <div style="text-align: right;">台北市内泊</div>	朝食 昼食 夕食
7/20 (木)		ホテル内レストランにて朝食 「中華民國對外貿易發展協會 (TAITRA)」視察 「台北市議会」表敬訪問 沖縄県人会との意見交換 市内レストランにて夕食 <div style="text-align: right;">台北市内泊</div>	朝食 昼食 夕食
7/21 (金)		ホテル内レストランにて朝食 「台湾文学基地」視察 昼食 台北より空港へ出発 (約 40 分) 桃園国際空港より沖縄へ (約 1 時間 45 分) 沖縄 那覇空港へ到着 ~~~3泊4日の視察お疲れ様でした~~~	朝食 昼食

花蓮・翰品花蓮 シャトー・デ・シン花蓮 CHATEAU DE CHINE HUALIEN

<https://hualien.chateaudechine.com/jp/index>

台北・漢普頓酒店 ハンプコートパレスタイペイ Hampton Court Palace Taipei

<https://www.hcpt.com.tw/?lang=ja>

(株)東亜旅行社

TEL: 098-885-8855

FAX: 098-887-6999

会 議 費

2023年5月1日

見 積 書

沖繩台湾親善沖繩県議会議員連盟 宛

会社名: 株式会社 東亜旅行社

住所: 沖繩県那覇市字安里

電話: (098)885-885

FAX: (098)887-6999

E-Mail

担当者名:

合計金額:

¥4,404,900

(宜蘭花蓮案)

(単位:円)

摘 要	参加人数	単価	合計金額	備 考
沖縄/台北間往復航空運賃(エコノミークラス)	30	41,500	1,245,000	7/18、7/21
燃料サーチャージ/空港施設使用料/海外空港諸税等	30	17,000	510,000	
宿泊代金(一人一室利用、朝食付)新竹1泊、台北2泊	30	42,000	1,260,000	
現地(新竹・台中・台北)でのバス貸し切り料金	30	16,000	480,000	
現地通訳費用	30	4,500	135,000	
添乗員費用	30	8,500	255,000	
モバイルWi-Fiルーター 15台	30	3,500	105,000	
その他費用(旅行企画料金)	30	13,830	414,900	
旅行費用 ¥146,830			¥4,404,900	

(以下、参考見積)

(単位:円)

摘 要	参加人数	単価	合計金額	備 考
食事代金(昼食3回・夕食3回)	30	16,000	480,000	
海外旅行保険料(AIG 9A4タイプ 満69歳以下)	30	5,170	155,100	満70歳以上7,630

カードご利用代金明細書

2024年 3月 19日 現在

2 / 4

國仲 昌二 様

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		概要	備考
		ご利用金額 (円)	支払 回数 区分	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2023/03/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/04/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/05/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/06/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/07/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/08/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/09/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/10/07	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/11/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		
2023/12/08	しんぶん赤旗	3,497	1回		3,497		

金額充当

國仲 昌二 様

資料購入費

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2023/03/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/04/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/05/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/06/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/08/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/07/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/09/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/10/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/11/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/12/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2024/01/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		
2023/02/28	宮古新報	2,000	1回		2,000		

全額充当

資料購入費

預金(兼お借入明細)

(マイナス)記号は
お借入残高を表わします

6

年月日	記号	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	取扱記
1523-04-05	200	*1,998	0S. ミヤコマイニチシツ		
2223-05-08	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
323-06-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
1023-07-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
1523-08-07	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
2223-09-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
323-10-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
1123-11-06	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
1623-12-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
2324-01-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
424-02-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		
1124-03-05	200	*2,397	0S. ミヤコマイニチシツ		

金額充当

資料購入費

カードご利用代金明細書

2024年 3月19日 現在 2/4

國仲 昌二 様

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分 回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2023/03/01	琉球新報STORE	2,970	1回		2,970		
2023/04/01	琉球新報STORE	2,970	1回		2,970		
2023/05/01	琉球新報STORE	2,970	1回		2,970		
2023/06/01	琉球新報STORE	2,970	1回		2,970		

琉球新報電子版
金額充当

資料購入費

カードご利用代金明細書

2024年 3月19日 現在 2 / 4

國仲 昌二 様

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細		今回のお支払明細		摘要	備考
		ご利用金額 (円)	支払今回 区分回数	訂正 サイン	お支払金額 (円)		
2023/04/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/05/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/06/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/07/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/08/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/09/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/10/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/11/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2023/12/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2024/01/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2024/02/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		
2024/03/01	沖縄タイムス電子版	2,750	1回		2,750		

金額合計

領 収 書

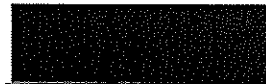
事務所費

國仲昌二 様

区分	領収日	賃料合計	内訳		
			家賃	共益費	水道料
4月分家賃	4月4日	83,058	80,000	2,000	1,058
5月分家賃	4月30日	84,058	80,000	2,000	2,058
6月分家賃	5月31日	83,210	80,000	2,000	1,210
7月分家賃	7月2日	83,029	80,000	2,000	1,029
8月分家賃	8月12日	83,029	80,000	2,000	1,029
9月分家賃	9月2日	82,882	80,000	2,000	882
10月分家賃	10月7日	83,176	80,000	2,000	1,176
11月分家賃	11月14日	82,882	80,000	2,000	882
12月分家賃	12月23日	83,176	80,000	2,000	1,176
1月分家賃	12月31日	82,882	80,000	2,000	882
2月分家賃	2月5日	82,000	80,000	2,000	0
3月分家賃	3月4日	82,000	80,000	2,000	0
計		995,382	960,000	24,000	11,382

上記正に領収いたしました

令和6年 3 月 日



事務所費

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様
 電気番号 70250- 177-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 5年 4月分

領収金額	7,489 円
料金	6,537 円
再エネ賦課金	952 円

【再掲】
 消費税等相当額 680 円
 燃料費等調整額 -833.54 円

ご使用量 276 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月18日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	6月7日	07452
コンビニ等 取扱期限日	6月17日	23.4.18

宮古下里南
ファミリマート
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様
 電気番号 70250- 177-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 5年 5月分

領収金額	9,356 円
料金	8,850 円
再エネ賦課金	506 円

【再掲】
 消費税等相当額 850 円
 燃料費等調整額 -1,093.26 円

ご使用量 362 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月18日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	7月6日	07428
コンビニ等 取扱期限日	7月16日	23.5.22

宮古下里南
ファミリマート
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様
 電気番号 70250- 177-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 5年 6月分

領収金額	11,846 円
料金	11,316 円
再エネ賦課金	530 円

【再掲】
 消費税等相当額 1,076 円
 燃料費等調整額 -2,414.67 円

ご使用量 379 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月18日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月7日	72302
コンビニ等 取扱期限日	8月17日	23.6.18

与那原嶺井入口
ファミリマート
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様
 電気番号 70250- 177-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 5年 7月分

領収金額	13,876 円
料金	13,084 円
再エネ賦課金	592 円

【再掲】
 消費税等相当額 1,243 円
 燃料費等調整額 -6,027.73 円

ご使用量 423 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月17日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	9月6日	07428
コンビニ等 取扱期限日	9月16日	23.7.22

宮古下里南
ファミリマート
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

電気料金領収証

沖縄電力株式会社

R 5年 8月分	料金算定期間 7月18日- 8月17日	ご使用量 491 kWh
金額	値 千 百 十 万 千 百 十 円	1 5 1 4 4
振込先	電 気 番 号 70250- 177-1-4	ご契約種別 従量電灯
		消費税等相当額(再掲) 円 1,376
ご依頼人住所	ご依頼人 国仲 昌二 様	
	ご依頼場所 宮古島市平良字西里667-5 ネクスコート池村 105	
ご契約書	国仲 昌二 様	
支払期日(上記参照)	R 5年 9月19日	
金融機関取扱期限日	R 5年 10月6日まで	
コンビニ等取扱期限日	R 5年 10月19日まで	
備 考	日 附 印	
	07452	
	23.8.31	
	宮古下里南 ファミリマート	
	収入印紙	

(A)お客さま控

電気料金払込受領証

国仲 昌二 様
 電気番号 70250- 177-1-4
 ご契約種別 従量電灯
 令和 5年 9月分

領収金額	18,093 円
料金	17,237 円
再エネ賦課金	856 円

【再掲】
 消費税等相当額 1,644 円
 燃料費等調整額 -10,869.15 円

ご使用量 612 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月18日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月7日	07428
コンビニ等 取扱期限日	11月17日	23.9.23

宮古下里南
ファミリマート
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

事務所費

電気料金払込受領証

国仲 昌二様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年10月分

領収金額 10,411 円

料金 9,956 円
再エネ賦課金 455 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 946 円
燃料費等調整額 -4,491.55 円

ご使用量 325 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月17日	日 附 印
金融機関取扱期限日	12月7日	23.10.26
コンビニ等取扱期限日	12月17日	宮古センタリ-21 ファミマ

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

国仲 昌二様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年11月分

領収金額 9,292 円

料金 8,875 円
再エネ賦課金 417 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 844 円
燃料費等調整額 -4,291.18 円

ご使用量 298 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	1月5日	07308
コンビニ等取扱期限日	1月17日	23.11.23

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

国仲 昌二様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年12月分

領収金額 8,930 円

料金 8,523 円
再エネ賦課金 407 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 811 円
燃料費等調整額 -4,324.19 円

ご使用量 291 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月16日	日 附 印
金融機関取扱期限日	2月5日	23.12.27
コンビニ等取扱期限日	2月15日	宮古センタリ-21 ファミマ

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

国仲 昌二様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年1月分

領収金額 12,991 円

料金 12,417 円
再エネ賦課金 574 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 1,181 円
燃料費等調整額 -6,076.10 円

ご使用量 410 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月19日	日 附 印
金融機関取扱期限日	3月8日	07428
コンビニ等取扱期限日	3月20日	24.1.23

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金領収証

沖縄電力株式会社 登録番号 T3360001008565

R 6年 2月分 料金算定期間 1月20日~ 2月15日 ご使用量 364 kWh

金額 11480 円

電気番号 70250-177-1-4 従量電灯 消費税等相当額(10%) 1,043 円

ご依頼人 国仲 昌二様
ご使用場所 宮古島市平良字西里667-5
ネクスコート池村 105
ご契約者 国仲 昌二様

支払期日(上記参照) R 6年 3月18日
金融機関取扱期限日 R 6年 4月5日まで
コンビニ等取扱期限日 R 6年 4月17日まで

領収証は、大切に保管してください。

支払期日	4月17日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月7日	07428
コンビニ等取扱期限日	5月17日	24.3.23

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄 (A)お客様ご確認

電気料金払込受領証

国仲 昌二様

電気番号 70250-177-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 6年3月分

領収金額 12,542 円

料金 11,991 円
再エネ賦課金 551 円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 1,140 円
燃料費等調整額 -5,740.45 円
課税対象額10% 12,542 円

ご使用量 394 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月17日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月7日	07428
コンビニ等取扱期限日	5月17日	24.3.23

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

事務所費充当状況申告票

議員名 國仲昌二

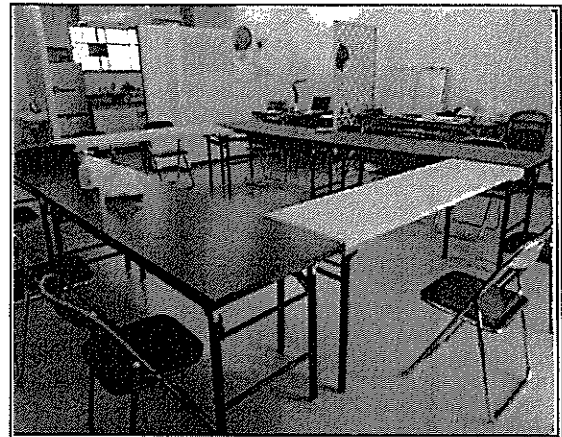
1. 事務所の状況

住所	宮古島市平良字西里667番地5 ネクスコート105号室
----	-----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

事務所は政務活動のみ使用しており全額充当

(関係経費/月額)

家賃	80,000 円
共益費	2,000 円

(充当額/月額)

家賃	80,000 円
共益費	2,000 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

國仲昌二



事務所費



[Redacted]

[Redacted] 事業用建物 賃貸借契約書 [Redacted]

借主 国 仲 昌 二 様

貸主 [Redacted] 様

宅地建物取引業者 有限会社トータル企画

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

事務所費

(1) 賃貸借の目的物

名称	ネクスコート池村 105 店舗
所在地（住居表示）	宮古島市字西里667-5
構造・規模	鉄筋コンクリート3階建て
用途	店舗
契約面積	1階部分 66㎡

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間

始期	令和2年11月1日 から	2年 月間
終期	令和4年10月31日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円	(内消費税等 円・税率 %)
共益費（管理費）	月額 2,000円	(内消費税等 円・税率 %)
保証金（敷金）	円	賃料の ヶ月相当分
保証金（敷金）の償却・敷引		
家賃保証会社	41,000円	仲介手数料 88,000円
礼金	160,000円	

賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月25日までに支払う		
	■ 振込 □			
	振込先金融機関名・支店名		口座種別	普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

事務所費

(6) 連帯保証の極度額

極度額	492000円
-----	---------

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	(株)レキオス	電話	098-941-3179
	所在地	沖縄県宜野湾志真市4-306		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号		

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 · 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の 月分 · <input type="checkbox"/> 円

特約条項

・退去時のハウスクリーニングは借主の責任となります。
 ・店舗周辺の草取り及び清掃は、借主の責任となります。
 ・敷金の預かりはありませんのでご承知ください。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署 (記) 名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 2 年 11 月 16 日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (印) 電話番号 ()

借主 住所 宮古島市平良字荷川取19

氏名 國仲 昌二 (印) 電話番号 ()

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] (印) 電話番号 ()

極度額 [Redacted] ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 · 代理

免許証番号 沖縄県知事 (3) 第 3778 号

事務所所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909

商号 有限会社トータル企画

代表者 平良盛雄 (印)

登録番号 (沖縄) 第 [Redacted] 号

宅地建物取引士 [Redacted] (印)

不動産賃貸契約条項

事務所費

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書 (1) に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」といいます。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」といいます。) を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書 (2) に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書 (3) に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書 (4) の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等 (以下この条において「維持管理費」といいます。) に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

- 2 前項の共益費は、頭書 (4) の記載に従い、支払わなければなりません。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
- 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書 (4) に記載する保証金または敷金 (以下「保証金等」といいます。) を貸主に預託するものとします。

- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
- 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。
- 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
- 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
- 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書 (4) に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書 (3) 記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書 (8) の更新料額の定めがあるときは、頭書 (8) の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費

- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件（借主の諸造作・設備・機器等を含みます。）の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

事務所費

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの（以下「賃料等」といいます。）で、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとし、ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとし、

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書（2）に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡（担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による借主の変更を含みます。）し、または転貸（共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。）してはなりません。
- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育（一時預かりも含みます。）すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
- 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
- 三 金庫その他重量物の搬入据付

四 看板および広告設備の設置

五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事

- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとし、
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとし、
 - 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。
 - 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとし、
- 借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとし、

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとし、

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に加入し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとし、

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならぬものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとし、

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃借人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務

- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務
- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

- 2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
 - 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
 - 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
 - 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
 - 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
 - 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
 - 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
 - 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
 - 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
 - 十 その他本契約の各条項に違反したとき
- 3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
 - 二 第12条第2項の規定に反した場合
 - 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
 - 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

一部滅失等による賃料等の減額等)

- 第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

期間内解約)

- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。
- 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

賃貸借期間開始前の解約)

- 第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分を貸主に支払うものとします。

契約の終了)

- 第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地震、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。
- 2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。
- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
 - 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

明渡し)

- 第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、

事務所費

本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません（以下、「原状回復」といいます。）。
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。
 - 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
 - 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。
 - 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書（発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。）を1通提出するものとします。
 - 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6) および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
 - 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
 - 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
 - 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

- 第32条 頭書(7)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。

(協議)

- 第33条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法

その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

事務所費

(管轄裁判所)

第34条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第35条 第34条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

3. 飲用水・電気・ガスの供給施設および排水施設の整備状況

	直ちに利用可能な施設	施設の整備予定及び負担金等	備考
① 飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 公営水道 <input type="checkbox"/> 2. 私営水道 <input type="checkbox"/> 3. 井戸 <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 頃 円	上水道企業団 連絡先 0980-72-4262 個別メーター使用の為、貸主検針となります。✓
② 電気	小売電気事業者名	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	<input type="checkbox"/> 特定の小売電気事業者と供給契約を締結しなければならない場合、その事業者の連絡先等 住所：沖縄電力 宮古支店 連絡先：0120-586-390
③ ガス	<input type="checkbox"/> 1. 都市ガス (ガス) <input type="checkbox"/> 2. 個別プロパン <input checked="" type="checkbox"/> 3. 集中プロパン <input type="checkbox"/> 4. 無	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	<input type="checkbox"/> 個別・集中プロパンガスの場合、その事業者名と連絡先等 事業者名：マル井プロパン 住所： 連絡先：72-3521
④ 排水	<input type="checkbox"/> 1. 公共下水 <input type="checkbox"/> 2. 個別浄化槽 <input type="checkbox"/> 3. 集中浄化槽 <input type="checkbox"/> 4. 汲取式 <input type="checkbox"/> 5. 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 頃 円	

4. 建物建築の工事完了時における形状・構造等 (未完成物件のとき)

<input type="checkbox"/> 別紙にて説明します	<input type="checkbox"/> 未完成物件に該当しないので、説明を省略します。
------------------------------------	--

5. 建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) (該当する・ 該当しないので説明を省略します)

建物状況調査の実施の有無 (1年以内に実施している場合)	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
建物状況調査の結果の概要	

6. 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

専有部分の設備等	有無	型式・内容等
1. 電気	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
2. ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
3. 給排水	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
4. 空調	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

入居中・退去時の注意事項

※ 入 居 時

- (1) ガスは本人立ち会いで開栓致しますので事前にガス会社に連絡をお願い致します。
- (2) 炊事後の油類・髪の毛等を流しますと配管詰まりの原因となりますので必ず生活ゴミと一緒に処理をお願い致します。
- (3) トイレは指定の紙以外を使用しないで下さい。ティッシュペーパー・煙草の吸い殻・生理用品等は配管詰まりの原因となります。
- (4) クーラー設置等の工作については必ず当社にご連絡願います。
- (5) 許可なく建物に看板・広告・文字等の設置・書き込み等をしないようお願い致します。
- (6) 電球・パッキン等の消耗品は原則として入居者各自でお取り替え下さい。
- (7) 廊下・階段等共用部分にはゴミ・物品等を置かないようお願い致します。
- (8) 各部屋の前の廊下・ベランダ・駐車スペースは各自で清掃・管理願います。
- (9) 非常時の避難の際廊下側に出る事が困難な場合、ベランダにある隣室との仕切りを破って避難する事が出来ます。隣室側に物を置かないようお願い致します。
- (10) 入居後に電話番号の決定・変更をした場合、新番号を必ずお知らせ下さい。
- (11) 自動車・オートバイは指定場所以外に置かないようお願い致します。
- (12) なお毎月25日が家賃支払日です。
家賃支払日を過ぎますと督促手数料として1日当たり家賃の0.5%を徴収する場合がありますのでご注意下さい。

※ 退 去 時

- (1) 退去される時は必ず1ヶ月前にご連絡願います。1ヶ月に満たない場合は、連絡のあった日から1ヶ月の家賃が発生致しますのでご注意下さい。
- (2) 鍵は入居時にお渡ししたものと、及びコピーしたものを必ず返還して下さい。紛失等入居後に鍵を交換した場合は実費負担となります。
- (3) 退去日までに使用した、電気・水道・ガス料金の支払い領収証を必ず提示して下さい。
- (4) 退去時は、現状回復としますが、居抜きで物件を引き継ぐ場合は先にご連絡下さい。
故意に破損・補修箇所がある場合は、実費負担となりますのでご注意下さい。

事務所概要申告票

議員名 國仲昌二

1. 物件の所在

住所	宮古島市平良字667番地5 ネクスコート池村105号室	
電話番号		

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

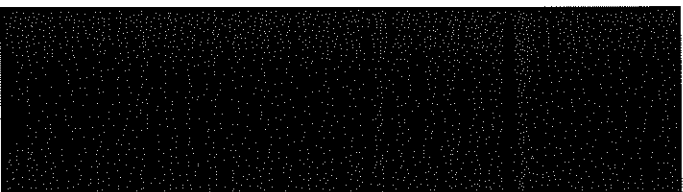
<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

國仲昌二 

賃借人 氏名



住所

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	全 額	充 当 額
毎月払	コピー機リース代(4月～3月分)	129,360	全額	129,360
4/11	携帯電話4月	11,197	1/2	5,598
5/10	携帯電話5月	11,749	1/2	5,874
6/10	携帯電話6月	11,752	1/2	5,876
7/11	携帯電話7月	11,891	1/2	5,945
8/10	携帯電話8月	11,759	1/2	5,879
9/12	携帯電話9月	11,752	1/2	5,876
10/11	携帯電話10月	11,769	1/2	5,884
11/10	携帯電話11月	11,752	1/2	5,876
12/12	携帯電話12月	11,889	1/2	5,944
1/10	携帯電話1月	11,795	1/2	5,897
2/10	携帯電話2月	12,667	1/2	6,333
3/10	携帯電話3月	12,708	1/2	6,354
事務費 充当合計				200,696

事務費

906-0012
 沖縄県宮古島市平良西里667-5 105
 クニナカ昌二議員活動事務所
 御中
 (8601K6024998) 02587-02587

(お問い合わせ窓口)
 541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シャープファイナンス(株)
 事務センター
 0570-003338
 [営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 7月19日	お問い合わせ番号	8601K6024998
商品名	デパートカラークレジット ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2021年 7月19日から 2026年 7月18日まで (60ヵ月)		
お支払合計額	646,800円	内消費税額	58,800円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

琉球銀行	支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人 クニカ マリア	
お取扱店	株式会社 オキジム 宮古支店 TEL 09807-3-3616	

お支払明細

作成日 2021年 8月 5日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
 ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	21 9	10780	980	636020
2	21 9	10780	980	625240
3	21 10	10780	980	614460
4	21 11	10780	980	603680
5	21 12	10780	980	592900
6	22 1	10780	980	582120
7	22 2	10780	980	571340
8	22 3	10780	980	560560
9	22 4	10780	980	549780
10	22 5	10780	980	539000
11	22 6	10780	980	528220
12	22 7	10780	980	517440
13	22 8	10780	980	506660
14	22 9	10780	980	495880
15	22 10	10780	980	485100
16	22 11	10780	980	474320
17	22 12	10780	980	463540
18	23 1	10780	980	452760
19	23 2	10780	980	441980
20	23 3	10780	980	431200
21	23 4	10780	980	420420
22	23 5	10780	980	409640
23	23 6	10780	980	398860
24	23 7	10780	980	388080
25	23 8	10780	980	377300
26	23 9	10780	980	366520
27	23 10	10780	980	355740
28	23 11	10780	980	344960
29	23 12	10780	980	334180
30	24 1	10780	980	323400
31	24 2	10780	980	312620
32	24 3	10780	980	301840
33	24 4	10780	980	291060
34	24 5	10780	980	280280
35	24 6	10780	980	269500
36	24 7	10780	980	258720
37	24 8	10780	980	247940
38	24 9	10780	980	237160
39	24 10	10780	980	226380
40	24 11	10780	980	215600
41	24 12	10780	980	204820
42	25 1	10780	980	194040
43	25 2	10780	980	183260
44	25 3	10780	980	172480
45	25 4	10780	980	161700
46	25 5	10780	980	150920
47	25 6	10780	980	140140
48	25 7	10780	980	129360

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。
 消費税は月々のお支払金額に含まれています。
 <営業担当窓口> 沖縄支店 那覇市曙2丁目10番1号

リース契約書 (兼個人情報収集・保有・利用・提供に関する承諾書)

★お客様がご契約される会社名
 賃貸人(乙)
 シャープファイナンス株式会社
 〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1-1

申込書番号: BW79448
 部門番号: 8601
 契約書番号: []
 契約日: []

1 新規 2 機種変更 3 増設
 申込書種類: []
 機種変更の場合、旧契約番号
 []

① 正契約書(SFC用)
 契約年月日: []年[]月[]日

〒906-0012
 沖縄県宮古島市平良西里 5 105
 フリガナ: []
 屋号(商号): []
 代表者: []
 自宅住所: []
 生年月日: []年[]月[]日
 自宅TEL: []
 窓口担当: []
 担当者名: []
 部署名(連絡先TEL): []

NO.	品名	型式/品番	製造番号	数量
1	デジタルカラー複合機	IRADY03720F 沖縄県宮古島市平良西里 5 105	キヤノン	1
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

ご住所: []
 お名前: フリガナ []
 生年月日: []年[]月[]日
 性別: 1. 男 2. 女 (9. 法人)
 自宅TEL: []
 お勤め先: []
 名称・所属・役職: []
 印: []

リース期間	リース開始日から 60ヶ月	リース開始日 2021年07月02日	リース終了日 2026年06月
リース料	9,800円	消費税等	980円
合計			10,780円
支払日	毎月 3日	支払方法	口座振替
支払口座		支払口座	「預金口座監督依頼書・自動払込利用申込書」にて指定の口座

※リース料はリース開始時のお支払となり、所定の消費税等が
 付加されます。(リース終了日の翌日から再リース開始となります)

月間リース料 × 2 相当額
 月間リース料: []円
 2 相当額: []円

月	年	月	円
第1回目			
第2回目			
最終回			
保守料			0円
消費税			
合計			

取扱店(商品についてのお問合せ先)
 株式会社 オキジム 宮古支店
 〒906-0015 沖縄県宮古島市平良西里 1069-10-1F
 TEL 09807-3-3616 FAX 09807-2-9732

保守会社(保守についてのお問合せ先)
 リース契約についてのお問合せ窓口
 シャープファイナンス株式会社 沖縄支店
 〒900-0002 那覇市曙2丁目10番1号
 TEL 098-866-3212 FAX 098-861-1761

SFC使用欄	保守料総額(税込)	円
KG(税込)	租税	円
支払	予定日	毎月 日
保守料総額(税込)	保守料	円

費

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意

No. 1146 (20.03改)

受付番号 BW79448

郵便番号 8601

同意条項 (SF-C用)

第1条 (個人情報の収集・利用)
(1) 申込者及び運搬保証人(以下「申込者」といいます)は、本申込(本契約)を含む、以下(同じ)の事項を承諾し、以下(同じ)の取扱いに同意し、本申込後、以下の事項(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

① 申込者及び運搬保証人が記載した申込者等の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号等(以下「個人情報」といいます)及び申込者等の住所、電話番号等(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

② 本申込に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払方法、支払日、支払額、支払回数、支払手数料、送料等(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

③ 申込者及び運搬保証人の住所、電話番号、メールアドレス、家族構成、住居状況、利用履歴等(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

④ 申込者及び運搬保証人の利用履歴、月々の返済状況、履歴の情報(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑤ 本申込に関する申込者等の支払能力を調査するために、申込者及び運搬保証人のクレジット、保険、収入、支出、当社が収集したクレジット、ローン、金銭履歴等(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑥ 申込者及び運搬保証人の返済状況、クレジット、ローン等の返済履歴等(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑦ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑧ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑨ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑩ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑪ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑫ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑬ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑭ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑮ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑯ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑰ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑱ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑲ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

⑳ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉑ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉒ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉓ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉔ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉕ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉖ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉗ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉘ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉙ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉚ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉛ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉜ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉝ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉞ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

㉟ 申込者及び運搬保証人が利用するサービス(以下「個人情報」といいます)を当社が保有・管理し、利用することを同意します。

(4) 加盟機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、郵便番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、貸付商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用履歴、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報を提供し、以下に示す利用目的のために、保護措置を講じた上で提供することに同意します。

(5) 登録・利用方法は、書面、電子媒体、電子データ等となります。

第4条 (個人情報の提供・利用)
(1) 申込者等は当社が第1条(1)①②及び④にて収集した個人情報を以下の契約書記載の提供先へ、以下に示す利用目的のために、保護措置を講じた上で提供することに同意します。

Table with 2 columns: 提供先 (Recipient) and 利用目的 (Purpose). Includes '取扱店 保守会社' and '新商品情報のお知らせ等の営業案内、開通するサービスのための保守契約等に基づく申込者に関するサービスの履行のため'.

(2) 上記(1)の取扱店及び保守会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了後から5年以内とします。

(3) 提供・利用方法は、書面、電子媒体、電子データ等となります。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)
(1) 申込者等は、当社及び加盟機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を行うことができます。

① 当社の開示請求窓口：第8条記載の窓口又は支店・営業所に連絡してください。

② 開示請求手続(受付窓口・方法、必要書類、手数料等)の詳細についてはお問い合わせください。

③ 加盟機関の開示請求窓口：第3条記載の加盟機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 (本同意条項に不同意の場合)
当社は、申込者等が所定の申込書及び契約書に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。

但し、本同意条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本申込をお断りすることはありません。

第7条 (利用・提供中止の申出)
本同意条項第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、申込者等より申出の届出があった場合は、それ以降の第2条及び第4条に基づき当社での利用、取扱店及び保守会社への提供を中止する措置をとります。

第8条 (個人情報の取り扱いに関するお問合せ窓口・個人情報保護管理者)
個人情報の開示・訂正・削除等の請求、その他個人情報に関するお問い合わせは、第1条(1)及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の届出を問わず、定期開利用されませんが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 (契約が不成立の場合)
申込者等は、本申込に係る契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実、第1条(1)及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の届出を問わず、定期開利用されませんが、それ以外に利用されることはありません。

第10条 (条項の変更)
本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

当社は、申込者等が所定の申込書及び契約書に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。

但し、本同意条項第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本申込をお断りすることはありません。

第7条 (利用・提供中止の申出)
本同意条項第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、申込者等より申出の届出があった場合は、それ以降の第2条及び第4条に基づき当社での利用、取扱店及び保守会社への提供を中止する措置をとります。

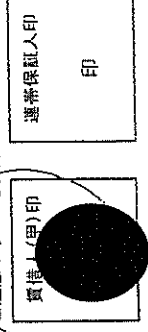
第8条 (個人情報の取り扱いに関するお問合せ窓口・個人情報保護管理者)
個人情報の開示・訂正・削除等の請求、その他個人情報に関するお問い合わせは、第1条(1)及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の届出を問わず、定期開利用されませんが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 (契約が不成立の場合)
申込者等は、本申込に係る契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実、第1条(1)及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の届出を問わず、定期開利用されませんが、それ以外に利用されることはありません。

第10条 (条項の変更)
本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

同意し、1912 改

上記の内容を確認の上、同意します。
ご注意：リース契約書と同一の印鑑を押印をお願いします。



シャープファイナンス 株式会社

登録情報 (Registration Information) table with columns: 登録情報 (Registration Information) and 登録期間 (Registration Period). Includes '本申込をした事実', '当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間', etc.

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー(情報販売法に基づく指定信用情報機関)及びその提携する個人信用情報センター)及び株式会社日本信用情報機構の所在地、連絡先は下記のとおりです。なお、各社の加盟資格、加盟企業等の詳細は、各社のホームページをご覧ください。
また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

(2019年10月11日現在)

Table with 2 columns: 個人信用情報機関 (Personal Credit Information Agency) and 所在地・連絡先 (Location and Contact Information). Lists agencies like '株式会社シー・アイ・シー' and '信用情報センター'.

リース物件受領書

賃貸人(乙)

シャープファイナンス株式会社 御中

賃借人(甲)

住所 906-0012 沖縄県宮古島市平良西里667-5 105

屋号(簡号) クニナカ昌吉 吉勤事務所

代表者 國仲 昌二

(SFC使用欄) 借受日 年 月 日

契約番号	8	6	2	1	0	7	0	1	6	8	1	4
与信受付番号												

No. 1146 (20.03改)

④ 物件受領書(SFC用)

部門

8601

受付番号

BW79448

捨印

NO	物件名/型式・品番 メーカー名/数量/製造番号 設置場所
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	

※社とのリース契約に基づき下記及び右記物件(ソフトを含む)の場合にはソフトを含む)の引渡しを受け、その物件の内容(物件名、型式・品番、メーカー名、数量、ソフトの内容等)がリース契約と相違ないこと、及び物件が損傷なく完全に稼動(ソフト込みの場合にはソフトも完納のうえ稼動)していることを確認し、検収致しました。

NO	物件名/型式・品番 メーカー名/数量/製造番号 設置場所
1	デジタルカラー複合機 IRADVC3720F キヤノン 1台 沖縄県宮古島市平良西里667-5 105
2	以下 空白
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	

専務費



事務費

〒906-0008
宮古島市平良字荷川取19

國仲 昌二 様



024033201054860445

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 紙与薬院ビル

8515A01040001-000134

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記事
2023年 4月分	11,197円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 5月分	11,749円	2023年 5月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 6月分	11,752円	2023年 6月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 7月分	11,891円	2023年 7月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 8月分	11,759円	2023年 8月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年 9月分	11,752円	2023年 9月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年10月分	11,769円	2023年10月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年11月分	11,752円	2023年11月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2023年12月分	11,889円	2023年12月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2024年 1月分	11,795円	2024年 1月10日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2024年 2月分	12,667円	2024年 2月 7日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
2024年 3月分	12,708円	2024年 3月 8日	ドコモご利用分 クレジットカードによるお支払
合計	142,680円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2024年 3月23日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70